

2019 年度外国籍学生びわこ奨学生募集要領（留学生用）

公益財団法人 滋賀県国際協会

公益財団法人 滋賀県国際協会（以下「当協会」という。）では、滋賀県内の大学院・大学・短期大学（以下「大学等」という。）で学ぶ外国人留学生や、滋賀県に在住し大学等に在籍する外国籍学生を対象に、滋賀県と諸外国との国際交流の促進に寄与することを目的に、その学習活動や生活を支援するため奨学金を支給します。

1 奨学生に応募できる者

奨学生に応募できるのは、2019 年（令和元年）5 月 1 日現在、次の要件にすべて該当する外国人留学生です。

- (1) 在留資格「留学」（留学生ビザ）を有する者
- (2) 県内に在住する者
- (3) 国費留学生ではない者
- (4) 県内の大学等に概ね 1 年以上（申請時以前に在籍した期間を含む）在籍しようとする者
- (5) 他の奨学金またはこれに類する金銭的給付（月額 2 万円以下の給付を除く）を受給していない者
- (6) 生活上経済的援助が必要と認められ、かつ学業成績の優秀な者
- (7) 在籍年数（休学期間を除く）が在籍する課程の最短修了年数を超えていない者
- (8) 前年度までに当該奨学金を 2 回以上受給していない者

2 募集定員 10 名程度

3 支給額 月額 2 万円（年額 24 万円）

4 支給期間 奨学金の支給期間は、1 年間とします。

5 支給方法

年 4 期（7 月、9 月、12 月、2 月）、それぞれ当協会の指定する奨学生名義の銀行口座に振込みます。ただし、支給日に大学等に在籍しない者には支給しません。

6 申請手続

奨学金の支給を申請する者は、次の書類を作成し、在籍する各校の定める日までに、各校の奨学金担当課へ提出してください。

- (1) 奨学金交付申請書（別記様式第 1 号）
- (2) 成績証明書またはこれに代わるもの
 - ① 1 年生にあつては、日本語能力試験等の結果通知または母国における最終学歴の成績証明書
 - ② 2 年生以上にあつては、成績証明書
 - ③ 博士課程等に在籍して成績証明書がとれない場合、指導教授等の推薦書
- (3) 在留カードの写し（在留資格が明記されているもの）

7 申請書提出期限 各校の定める日による（当協会への申請書提出期限は 6 月 14 日）

8 受給決定 7 月上旬

9 協会事業への協力

奨学生は、当協会ボランティア制度に登録し、当協会が実施・支援する国際交流・協力、地域での多文化共生に関わる諸事業やびわこ奨学生としての活動に携わり、協会の広報や情報発信に協力します。奨学生の選考にあたっては、協会事業や地域事業に貢献・寄与できる人材であるかを考慮して決定をいたします。

10 レポート等の提出

奨学生は、奨学金の支給期間における地域活動や研究についてのレポートを当協会が指定する様式により当協会あてに提出をします（年3回程度を予定）。

11 授与式（予定）

受給決定後、奨学生決定通知授与式を行います。

(1) 日程 2019年（令和元年）7月7日（日） 10：30～11：30

(2) 会場 ピアザ淡海（大津市におの浜1-1-20）

12 受給決定後に必要な書類

受給決定後、授与式までに下記の書類を用意し、学校を通じて提出していただきます。

(1) 誓約書（当協会の定める書式による）

(2) 協会が指定する銀行口座の振込依頼書

13 問い合わせ先

公益財団法人 滋賀県国際協会 事務局 （担当：中村）

〒520-0801 大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海2階

TEL：077-526-0931

FAX：077-510-0601

E-mail：info@s-i-a.or.jp

外国籍学生びわこ奨学金について

びわこ奨学金は、(株)びわこ銀行（現：関西みらい銀行）と滋賀県の出資により設立された基金をもとに、平成元年から滋賀県内の大学等に在籍する外国人留学生や外国籍の大学生等の生活の安定と学習の奨励のため奨学金事業を行っています。この奨学金により、今後も多くの方に勉学に励んでいただければと願っています。